議案第三十四号

港 区 街 づ < I) 推 進 事 務 手 数 料 条 例 0) 部 を 改 正 す る 条 例

右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港 区 街 づ < I) 推 進 事 務 手 数 料 条 例 0) -- 部 を 改 正 す る 条 例

港 区 街 づ < l) 推 進 事 務 手 数 料 条 例 平 成 十 年 港 区 条 例 第 十 六 号 0) 部 を 次 0) ょ う に 改 正

する。

六 五 に を 万 <u>=</u> 十 千 円 別 +円 五 表 _ 三 六 万 万 を 千 に 万 十 千 0) 円 円 千 部 万 四 円 十 七 を 千 に 九 十 0) 三 円 万 項 \neg を 万 五 _ 七 額 \neg 三 + 十 千 三 を 0) 六 千 十 万 円 欄 万 三 円 _ 万 円 1 七 _ _ 十 に 五 中 千 四 を 改 千 を _ 三 円 め 円 万 _ +十 円 **_** 万 に、 -- に 四 四 同 万 に 欄 万 千 三 円 2 九 \neg 三 千 _ 七 中 千 + + 円 円 を 四 三 三 「 三 十 に に 万 万 万 円 七 万 七 万 千 _ 千 九 五 <u>_</u> 円 を 円 千 千 十 _ _ + 円 八 円 を 万 _ を 万 _ 五 円 に、 _ \neg を 万 三 千 千 七 _ 十 十 四 円 円 を _ 七 六 九 十 万 を に 万 五 万 +円 五 万 五 <u>=</u> 千 _ 千 七 円 十 に 万 円 千 四 円 五 万 万 に 四 千 六 _ を 千 千 改 に 四 円 _ め、 円 +円 七 に 六 万

部 十 千 十 万 同 め 六 四 四 五 欄 円 万 千 3 0) 万 同 六 円 項 部 1 に 八 _ 改 中 中 三 千 千 円 円 に 0) め _ 項 +改 用 三 を を 紙 中 同 め 欄 万 \neg 三 千 3 枚 八 同 百 ++円 \sqsubseteq 万 ^ 欄 四 七 を 万 中 3 千 を 八 万 ハ \neg 一 十 円 千 九 中 五 円 千 通 十 _ 円 四 を 九 に に +万 _ 万 \neg 千 改 改 に 百 九 九 千 改 万 円 め 八 め _ 円 万 め 千 千 に 同 同 欄 改 項 円 を 円 同 _ _ め 0) 3 欄 六 を に チ 3 次 改 中 十 に ホ 同 \equiv 次 中 欄 め 五 _ 百 十 0) 万 3 _ = ょ 五 口 万 四 う 応 四 千 +万 中 に じ 千 円 円 + 円 加 万 _ え に 五 に 九 0) る 下 を 改 千 改 万 に 円 九 \neg め め 百 千 円 八 同 を 同 欄 万 欄 千 3 を を 3 五 円 +二 加 卜 え 七 中 中 に +万 \neg 三 三 同 改 七

			づく証明書の交付
		る証明書の交付手数料	建設省令第四十九号)第六十条の規定に基 る証明書の交付手数料
交付申請のとき。	につき 九百円	開発行為又は建築に関す 一通に	六の二 都市計画法施行規則(昭和四十四年

別表一の部に次のように加える。

	ニ 二千平方メートルを超え、五千平方メートル		
	内のもの 五万四千円		
	ハ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以		
	内のもの 三万四千円		
	ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以		事の許可の申請に対する審査
	イ 五百平方メートル以内のもの 二万円		一項の規定に基づく宅地造成等に関する工
	盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	手数料	和三十六年法律第百九十一号)第十二条第
許可申請のとき。	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は	宅地造成等工事許可申請	六十五 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭

2 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地 ホ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル 二 二千平方メートルを超え、五千平方メートル ハ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以 ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以 イ 五百平方メートル以内のもの 一万八千円 の面積に応じ、次に掲げる額 ヌ 十万平方メートルを超えるもの リ 七万平方メートルを超え、十万平方メートル チ 四万平方メートルを超え、七万平方メートル ホ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル ト 二万平方メートルを超え、四万平方メートル 一万平方メートルを超え、二万平方メートル 内のもの 以内のもの 以内のもの 以内のもの 以内のもの 以内のもの 内のもの 以内のもの 以内のもの 以内のもの 二十七万五千円 三十六万四千円 五十三万三千円 二十二万円 十二万三千円 二十万千円 五万四千円 二万八千円 三万五千円 六万六千円 八万九千円

大十六 宅地造成及び特定盛土等規制法第十 宅地造成等工事変更許可 1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可	マ 十万平方メートルを超え、四万平方メートル リ 七万平方メートルを超え、七万平方メートル リ 七万平方メートルを超え、七万平方メートル 以内のもの 十六万三千円 以内のもの 二十万七千円 以内のもの 二十万七千円 以内のもの 二十万七千円 以内のもの 二十万七千円
変更許可 変更申請のとき。 変更許可 変更申請のとき。 変更許可 変更申請のとき。	中力 </th

交付申請のとき。	一通につき	証明書の交付手数料宅地造成等工事に関する	十八条の規定に基づく証明書の交付規則(昭和三十七年建設省令第三号)第八六十七 宅地造成及び特定盛土等規制法施行
	ハーその他の変更については、一万五千円		
	土地の面積に応じ、六十五の項に規定する額		
	ついては、新たに編入された土石の堆積をする		
	に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更に		
	ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入		
	十分の一を乗じて得た額		
	地の面積)に応じ、六十五の項に規定する額に		
	う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土		
	土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴		
	伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする		
	の堆積をする土地の面積(口に規定する変更を		
	みに該当する場合を除く。)については、土石		
	イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更(ロの		
	額は、二十九万二千円とする。		
	が二十九万二千円を超えるときは、その手数料の		
	き、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額		
	2 土石の堆積を行う場合 変更許可申請一件につ		
	ハ その他の変更については、一万五千円		
	項に規定する額		
	土又は盛土をする土地の面積に応じ、六十五の		
	の設計の変更については、新たに編入された切		_

六十八 宅地造成及び特定盛土等規制法施行	盛土規制法調書の写しの	一通につき 七百円	交付申請のとき。
条例(令和六年東京都条例第三十六号)第 交付手数料	交付手数料		
五条第三項の規定に基づく盛土規制法調書			
の写しの交付			

付則

Ž の 条 例 は 令 和 六 年 七 月三 + 日 か 5 施 行 す る。

(説明)

め

本 案

を

提

出

1,

た

し

ま

す

成 等 宅 規 地 造 制 成 法 等 規 昭 和 制 三 法 + \mathcal{O} 六 年 部 法 を 律 改 第 正 百 す る 九 + 法 律 号) 令 等 和 0) 四 年 部 法 改 律 正 第 五 に 伴 +\ ` 五 号) 手 等 数 料 \mathcal{O} 施 0) 新 行 に 設 ょ 等 を る す 宅 る 地 た 造